

株式会社 ぎふ建築住宅センター建築物省エネ法判定業務規程

目次

第1章 総則

- 第1条 (趣旨)
- 第2条 (基本方針)
- 第3条 (判定の業務を行う時間及び休日)
- 第4条 (事務所の所在地)
- 第5条 (判定の業務を行う区域)
- 第6条 (判定の業務を行う特定建築物の区分の範囲)

第2章 判定の業務の実施の方法

- 第7条 (建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等)
- 第8条 (建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約)
- 第9条 (判定の実施方法)
- 第10条 (建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ)
- 第11条 (適合判定通知書の交付等)

第3章 適合性判定員等

- 第12条 (適合性判定員の選任)
- 第13条 (適合性判定員の解任)
- 第14条 (適合性判定員の配置)
- 第15条 (適合性判定員の教育)
- 第16条 (判定の業務の実施及び管理の体制)
- 第17条 (秘密保持義務)

第4章 判定料金等

- 第18条 (判定料金の納入)
- 第19条 (判定料金を減額するための要件)
- 第20条 (判定料金を増額するための要件)
- 第21条 (判定料金の返還)

第5章 雑則

- 第22条 (登録の区分等の掲示)

- 第 23 条 (判定業務規程の公開)
- 第 24 条 (財務諸表等の備付け)
- 第 25 条 (財務諸表等に係る閲覧の請求)
- 第 26 条 (帳簿及び書類の保存期間)
- 第 27 条 (帳簿及び書類の保存及び管理の方法)
- 第 28 条 (軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等)
- 第 29 条 (電子情報処理組織に係る情報の保護)
- 第 30 条 (判定の業務に関する公正の確保)
- 第 31 条 (損害賠償保険への加入)
- 第 32 条 (事前相談)

附則

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この判定業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社ぎふ建築住宅センター（以下「センター」という。）が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関として行う法第 12 条第 1 項及び第 2 項並びに法第 13 条第 2 項及び第 3 項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下「施行規則」という。）第 11 条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）の交付（以下単に「判定」という。）の業務の実施について、法第 53 条第 1 項の規定により必要な事項を定めるものである。（エ）（カ）

(基本方針)

第 2 条 判定の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る技術的助言によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(判定の業務を行う時間及び休日)

第 3 条 判定の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 3 0 分までとする。（イ）

2 判定の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める国民の祝日
 - (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 4 日まで
- 3 判定の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に提出者又は申請者（以下「提出者等」という。）との間において判定の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前 2 項の規定によらないことができる。

（事務所の所在地）

第 4 条 判定の業務を行う主たる事務所（以下「本社」という。）、支社及び出張所は、次のとおりとする。（エ）

- 本社 岐阜県岐阜市藪田東 1 丁目 2 番 2 号（エ）
- 中濃支社 岐阜県美濃加茂市西町 7 丁目 1 8 番地
- 東濃支社 岐阜県多治見市若松町 1 丁目 1 2 番地 5（ア）
- 飛騨出張所 岐阜県高山市赤保木町 1 1 0 4 番地

（判定の業務を行う区域）

第 5 条 判定の業務区域は、岐阜県の全域及び愛知県の一部地域（愛西市、津島市、稲沢市、岩倉市、一宮市、江南市、犬山市、小牧市、春日井市及び丹羽郡に限る。）とする。

（判定の業務を行う特定建築物の区分の範囲）

第 6 条 センターは、法第 46 条第 1 項第 1 号イの(1)から(5)までに定める特定建築物の区分に係る判定の業務を行うものとする。（エ）

第 2 章 判定の業務の実施の方法

（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等）

第 7 条 建築物エネルギー消費性能確保計画を提出（建築物エネルギー消費性能確保計画を通知する場合を含む。以下同じ。）しようとする者は、センターに対し、施行規則第 1 条第 1 項に規定する書類を提出しなければならないものとする。（エ）

- 2 前項の規定にかかわらず、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出しようとする者は、センターに対し、施行規則第 2 条第 1 項に規定する書類を提出しなければならないものとする。
- 3 軽微変更該当証明書の交付を求めようとする者は、センターに対し、別記

様式第1による軽微変更該当証明申請書の正本及び副本に、それぞれその内容を確認するために必要な書類を添えたものを提出しなければならないものとする。

- 4 前3項の規定により提出、通知又は申請される書類（以下「提出書類等」という。）を受けるに当たり、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と提出者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）によることができる。（カ）
- 5 第1項及び第2項にかかわらず、建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分の規模が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「政令」という。）で定める規模以上である建築物の新築又は住宅部分の規模が政令で定める規模以上である増築若しくは改築に係るものに限る。以下この条において同じ。）を提出しようとする者は、センターに対し、施行規則第1条第4項に規定する書類を、変更の場合においては施行規則第2条第2項に規定する書類を提出しなければならないものとする。（エ）（カ）
- 6 センターは、前項の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた場合、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の写しを遅滞なく所管行政庁へ送付することとする。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約）

第8条 センターは、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は軽微変更該当証明申請（以下「建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等」という。）があったときは、次の事項を審査し、これを引き受ける。

- (1) 提出された建築物エネルギー消費性能確保計画又は軽微変更該当証明申請のあった計画の変更（以下「提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等」という。）が特定建築行為に係るものであること
 - (2) 提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が、第6条に定める判定の業務を行う範囲に該当するものであること
 - (3) 提出書類等に形式上の不備がないこと
 - (4) 提出書類等に記載すべき事項の記載が不十分でないこと
 - (5) 提出書類等に記載された内容に明らかな虚偽がないこと
- 2 センターは、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。（エ）

- 3 提出者等が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、引き受けできない理由を説明し、提出者等に提出書類等を返還する。
- 4 第1項により建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を引き受けた場合には、センターは、提出者等と判定に係る契約を締結するものとする。
- 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について、明記するものとする。
 - (1) 提出者等の協力義務に関する事項のうち、提出者等は、センターの求めに応じ、判定のために必要な情報をセンターに提供しなければならないこと
 - (2) 判定料金（証明料金を含む。以下同じ。）に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 判定料金の額に関すること
 - (b) 判定料金の納入期日に関すること
 - (c) 判定料金の納入方法に関すること
 - (3) 判定の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 適合判定通知書又は軽微変更該当証明書（以下「適合判定通知書等」という。）を交付し、又は適合判定通知書等を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること（エ）
 - (b) 提出者等の非協力、第三者の妨害、天災その他のセンターに帰することのできない事由により業務期日が遅延する場合には、提出者等と協議の上、業務期日を変更できること
 - (4) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 適合判定通知書等の交付前までに提出者等の都合により建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合には、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げ、別件として再度提出等を行わなければならないものとし、この場合においては、元の判定に係る契約は解除されること
 - (b) 提出者等は、適合判定通知書等が交付されるまで、センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること
 - (c) 提出者等は、センターが行うべき判定の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のセンターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った判定料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること
 - (d) センターは、提出者等の必要な協力が得られないこと、判定料金が納入期日までに支払われないことその他の提出者等に帰すべき事由が生じた場合においては、提出者等に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること

(e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の判定料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること

(5) センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと（カ）

(b) 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物に瑕疵がないことについて保証するものではないこと

(c) 提出書類等に虚偽があったことが適合判定通知書等交付後に発覚した場合、当該判定の結果について責任を負わないこと

(判定の実施方法)

第 9 条 センターは、法、これに基づく命令及び告示並びに判定マニュアルに従い、判定を法第 50 条に規定する適合性判定員に実施させる。（エ）

2 判定の業務に従事する職員のうち適合性判定員以外の者（以下「適合性判定補助員」という。）は、適合性判定員の指示に従い、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付、建築物エネルギー消費性能確保計画の内容の予備審査その他の補助的な業務を行う。（カ）

3 適合性判定員は、判定のために必要と認める場合においては、提出者等、又は設計者に対し、必要な書類の閲覧又は提出を求める。（エ）

4 センターは、提出書類等の記載内容に虚偽があると認められた場合、判定を行えない旨及びその理由を提出者等に通知する。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ)

第 10 条 提出者等は、適合判定通知書等の交付前に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書をセンターに提出する。

2 前項の場合においては、センターは、判定等の業務を中止し、提出書類等を提出者等に返却する。

(適合判定通知書の交付等)

第 11 条 センターは、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを判定したときあつては、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に、適合判定通知書を提出者に交付する。

2 センターは、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないことを判定したときあつては適合しない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないときあつては適合するかどうか決定できない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から14日以内に、提出者にそれぞれ交付する。

3 センターは、第1項及び第2項にかかわらず、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から14日以内に当該提出者に適合判定通知書を交付することができない次に掲げる合理的な理由があるときは、28日の範囲内において、その期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から14日以内に提出者に交付する。

(1) 提出書類に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき

(2) 提出書類に記載された内容が明らかに虚偽であるとき

(3) 判定に必要な提出者の協力が得られなかったことその他のセンターの責めに帰すことのできない事由により、判定を行えなかったとき

(4) 判定料金が納入期日までに納入されていないとき

4 センターは、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が施行規則第3条（第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更（以下単に「軽微な変更」という。）に該当することを確認したときあつては、速やかに別記様式第2による軽微変更該当証明書を申請者に交付する。（エ）

5 センターは、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が軽微な変更該当しないことを確認したときあつては別記様式第3による軽微な変更該当しない旨の通知書を、軽微な変更該当するかどうかを決定することができないときあつては別記様式第4による軽微な変更該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者にそれぞれ交付する。

6 適合判定通知書の交付番号は別表1に、軽微変更該当証明書の交付番号は別表2に定める方法に従う。

7 適合判定通知書、第2項若しくは第3項の通知書又は軽微変更該当証明書若しくは第5項の通知書（以下「適合判定通知書等」という。）の交付については、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第3章 適合性判定員等

(適合性判定員の選任)

- 第 12 条 センターの社長は、判定の業務を実施させるため、施行規則第 40 条に定める要件を満たす者のうちから、適合性判定員を選任するものとする。
- 2 適合性判定員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
 - 3 適合性判定員の数は、法第 46 条第 1 項第 1 号に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。(エ)

(適合性判定員の解任)

- 第 13 条 センターの社長は、適合性判定員が次のいずれかに該当するときは、その適合性判定員を解任するものとする。
- (1) 業務違反その他適合性判定員としてふさわしくない行為があったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき

(適合性判定員の配置)

- 第 14 条 判定の業務を実施するため、適合性判定員を本社に 2 人以上、支社・出張所で判定の業務を行う場合はそれぞれ 1 人以上配置する。(エ)
- 2 前項の適合性判定員は、公正かつ適確に判定の業務を行わなければならない。
 - 3 支社・出張所の適合性判定員が病気等の事情により、判定業務を実施できない場合は、当該支社・出張所において本社の適合性判定員が臨時に判定業務を行う。また、緊急の場合は、本社において当該判定の業務を行うことができる。(エ)
 - 4 センターは、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出件数が一時的に増加することその他の判定の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな適合性判定員を選任することその他の適切な措置を講ずる。

(適合性判定員の教育)

- 第 15 条 適合性判定員の資質の維持向上を図るため、適合性判定員に対し、年 1 回以上、センターの行う判定の業務に関する研修を受講させるものとする。

(判定の業務の実施及び管理の体制)

- 第 16 条 判定の業務に従事する職員を、第 14 条第 1 項の規定により配置された適合性判定員を含め、本社に 2 人以上、支社・出張所に 1 人以上配置する。

- 2 センターは、法第 46 条第 1 項第 3 号に規定する専任の管理者に担当部長を任命する。(エ)
- 3 専任の管理者は、判定の業務を統括し、判定の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての適合判定通知書等の交付について責任を有するものとする。

(秘密保持義務)

第 17 条 センターの役員及びその職員（適合性判定員を含む。）並びにこれらの者であった者は、判定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第 4 章 判定料金等

(判定料金の納入)

- 第 18 条 提出者等は、別表 3 に定める判定料金を、センターにおいて現金にて納入するものとする。ただし、銀行振込みにより納入したことが確認できる場合はこの限りでない。
- 2 前項の払込に要する費用は提出者等の負担とする。
 - 3 センターと提出者等は、協議により、一括納入等別の方法をとることができるものとする。

(判定料金を減額するための要件)

- 第 19 条 判定料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。
- (1) 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出とともに、建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の確認の申請を行うとき
 - (2) 標準設計を用いた複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の提出が、一定期間内に見込めるときで、判定の業務が効率的に実施できるとセンターが判断したとき
 - (3) あらかじめセンターが定める日又は期間内に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行ったとき
 - (4) あらかじめセンターが指定するソフトウェアを用いて提出書類等を作成し、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等するとき
 - (5) 建築物エネルギー消費性能確保計画の判定の業務が効率的に行えるものとセンターが判断したとき

(判定料金を増額するための要件)

第 20 条 判定料金は、複合建築物（住宅部分と非住宅部分を有する建築物をいう。以下同じ。）その他の判定の業務に要する時間が想定している時間を越えるものとしてセンターが判断した場合、増額することができるものとする。
(エ)

(判定料金の返還)

第 21 条 納入した判定料金は、返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により判定の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

第 5 章 雑則

(登録の区域等の掲示等)

第 22 条 センターは、登録の区域その他の事項を、判定の業務を行うすべての事務所において公衆に見やすいように掲示するとともに、インターネット上に開設したセンターのホームページ (<http://www.gifu-k-center.co.jp/>) において公表するものとする。(カ)

(判定業務規程の公開)

第 23 条 センターは、この規程を判定の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、前条に規定するホームページにおいて公表するものとする。(カ) (エ)

(財務諸表等の備付け)

第 24 条 センターは、毎事業年度経過後 3 月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条において「財務諸表等」という。）を作成し、5 年間事務所に備えて置くものとする。(カ)

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第 25 条 利害関係人は、センターの業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)又は(4)の請求をするには、1 枚につき 10 円を支払わなければならないものとする。

(1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は

謄写の請求

- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次に掲げるもののうち、センターが定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - (a) センターの使用に係る電子計算機と法第 54 条第 2 項第 4 号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（エ）
 - (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
 - (c) (a)及び (b) に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする

（帳簿及び書類の保存期間）

第 26 条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第 55 条第 1 項の帳簿 建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務の全部を廃止するまで（エ）
- (2) 提出書類、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る契約書その他建築物エネルギー消費性能適合性判定及び軽微変更該当証明に要した書類適合判定通知書等の交付の日から 15 年間（エ）

（帳簿及び書類の保存及び管理の方法）

第 27 条 前条各号に掲げる帳簿及び書類の保存は、建築物エネルギー消費性能適合性判定中にあつては特に必要がある場合を除き事務所内において、建築物エネルギー消費性能適合性判定終了後は施錠できる室、ロッカーその他の秘密が漏れることのない確実な方法で行う。

- 2 前項の保存は、当該帳簿及び書類を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等)

第 28 条 センターは、法第 55 条第 1 項の帳簿に準じて軽微変更該当証明に係る帳簿を備え付け、これを保存することとする。(エ)

2 センターは、法第 55 条第 2 項の書類に準じて第 7 条第 3 項の申請書類、軽微変更該当証明に係る契約書その他証明に要した書類を保存することとする。(エ)

3 第 1 項の帳簿及び第 2 項の書類の保存期間は第 26 条に、当該帳簿及び書類の保存及び監理の方法は第 27 条に、それぞれ準ずることとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 29 条 センターは、電子情報処理組織による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付及び適合判定通知書等その他の図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。(カ)

(判定の業務に関する公正の確保)

第 30 条 センターの社長、役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

2 センターの役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

3 センターの役員又は職員（適合性判定員を含む。）で、センター以外に所属する法人の役員又は職員である者（過去 2 年間に所属していた法人の役員又は職員であった者を含む。）が、次のいずれかに該当する業務を行った場合、当該役員又は職員（適合性判定員を含む。）は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

- (1) センターに対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合
- (2) センターに対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について前項(1)から(4)までに掲げる業務を行った場合

- 4 第1項から前項までに掲げる場合に準ずる場合であって、判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。
- 5 適合性判定員又はセンターの役員若しくは職員以外の者は、判定の業務に従事してはならない。

(損害賠償保険への加入)

第31条 センターは、判定の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（てん補限度額が年間5,000万円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの。）を締結するものとする。

(事前相談)

第32条 提出者等は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に先立ち、センターに相談をすることができる。この場合において、センターは、誠実かつ公正に対応するものとする。

(附則)

この規程は、平成29年8月1日より施行する。

(附則)

この規程は、平成29年11月6日より施行する。(ア)

(附則)

この規程は、平成31年4月1日より施行する。(イ)

(附則)

この規程は、令和元年12月1日より施行する。(ウ)

(附則)

この規程は、令和3年4月1日より施行する。(エ)

(附則)

この規程は、令和4年10月1日より施行する。(オ)

(附則)

この規程は、令和6年4月1日より施行する。(カ)

別表 1 (エ)

適合判定通知書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇

1～3桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（「〇〇〇」）
4～5桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号（01：本社、02：中濃支社、04：飛騨出張所、05：東濃支社）
6～9桁目	西暦
10桁目	1：新築 2：増築・改築
11桁目	1：床面積の合計が1,000㎡未満 2：床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満 3：床面積の合計が2,000㎡以上10,000㎡未満 4：床面積の合計が10,000㎡以上50,000㎡未満 5：床面積の合計が50,000㎡以上
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

別表 2 (エ)

軽微変更該当証明書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇

1～3桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（「〇〇〇」）
4～5桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号（01：本社、02：中濃支社、04：飛騨出張所、05：東濃支社）

6～9 桁目	西暦
10 桁目	1：新築 2：増築・改築
11 桁目	1：床面積の合計が 1,000 m ² 未満 2：床面積の合計が 1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満 3：床面積の合計が 2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 4：床面積の合計が 10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満 5：床面積の合計が 50,000 m ² 以上
12～16 桁目	通し番号（11 桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

別表3 (エ) (オ)

【モデル建物法】

(税込額 / 単位：円)

判定対象床面積の合計	用途分類（別表4による）		
	①ホテル、病院、集会所等	②工場等	③左記以外
300 m ² 未満	94,000	43,000	61,000
300 m ² 以上～1,000 m ² 未満	125,000	56,000	81,000
1,000 m ² 以上～2,000 m ² 未満	157,000	71,000	102,000
2,000 m ² 以上～5,000 m ² 未満	200,000	81,000	129,000
5,000 m ² 以上～10,000 m ² 未満	250,000	95,000	157,000
10,000 m ² 以上～20,000 m ² 未満	282,000	110,000	169,000
20,000 m ² 以上～50,000 m ² 未満	338,000	130,000	203,000
50,000 m ² 以上	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり

【標準入力法・主要室入力法】

(税込額 / 単位：円)

判定対象床面積の合計	用途分類（別表4による）		
	①ホテル、病院、 集会所等	②工場等	③左記以外
300 m ² 未満	188,000	110,000	130,000
300 m ² 以上～1,000 m ² 未満	250,000	146,000	173,000
1,000 m ² 以上～2,000 m ² 未満	313,000	182,000	216,000
2,000 m ² 以上～5,000 m ² 未満	400,000	221,000	270,000
5,000 m ² 以上～10,000 m ² 未満	538,000	299,000	378,000
10,000 m ² 以上～20,000 m ² 未満	563,000	319,000	392,000
20,000 m ² 以上～50,000 m ² 未満	675,000	383,000	470,000
50,000 m ² 以上	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり

- (1) 判定対象床面積の合計が 50,000 m²以上の場合は、別途見積もりによる。
(エ)
- (2) 上記以外の評価方法による場合、又は特殊な申請等の場合は、別途見積もりによる。
- (3) 敷地内に複数の建築物がある場合、適合義務対象建築物ごとに適合判定申請が必要となる。
- (4) 増改築の場合、既存部分を含めた延べ面積をもとに料金を適用する。ただし、既存部分の BEI にデフォルト値を採用する計算方法の場合は、増改築部分の非住宅部分の用途、面積により料金を算定する。
- (5) 当該建築物に用途分類が複数ある場合は、一部でも①の用途が含まれている建築物は①の料金とし、①の用途が全く含まれていない建築物で、一部でも③の用途が含まれている建築物は③の料金とする。(オ)
- (6) モデル建物法の場合でモデル建物の数^(注1)が2の場合の料金は、上記表の料金の1.2倍とする。モデル建物の数^(注1)が3以上の場合は、

上記表の料金の1.3倍とする。(オ)

(注1)「モデル建物の数」とは、モデル建物法入力支援ツールの「モデル建物法複数用途集計」の各建築物用途の数をいう。

- (7) 判定通知書の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合は、上記表の料金の0.5を乗じた額とする。ただし、モデル建物法を標準入力法(主要室入力法を含む)に変更等、計算方法を変更する場合、直前の判定を他の機関等から受けている場合は、上記表の料金とする。(オ)
- (8) 軽微変更該当証明の申請料金は、上記表の料金の0.5を乗じた額とする。ただし、直前の判定を他の機関等から受けている場合は、上記表の料金とする。(オ)
- (9) 当該建築物の建築確認申請を他の確認検査機関(行政庁を除く。)に申請する場合は、上記表の額に1.5を乗じた額とする。(ウ)(オ)
- (10) 当該建築物に計算の対象となる室、設備が無い場合は、上記表によらず20,000円(税込)とする。(ウ)(オ)
- (11) 判定通知書の再発行料金は、1通につき2,000円(税込)とする。(ウ)(オ)
- (12) 判定料金の端数整理は、千円未満を切り上げとする。(ウ)(オ)

別表4

別表3の表中、用途区分に記載の用途については次の用途とする。

No	区分	用途	用途区分コード
①	ホテル、 病院 集会所等	図書館その他これに類するもの	08140
		博物館その他これに類するもの	08150
		神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
		老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	08170
		助産所	08190
		児童福祉施設等(前2項に掲げるものを除く)	08210
		公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く)	08230
		診療所(患者の収容施設のあるものに限る)	08240
		診療所(患者の収容施設のないものに限る)	08250
		病院	08260
ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、	08370		

		ゴルフ練習場、バッティング練習場	
		体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く)	08380
		ホテル又は旅館	08400
		映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
		劇場、映画館又は演芸場	08530
		観覧場	08540
		公会堂又は集会所	08550
		展示場	08560
		ダンスホール	08590
		個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
②	工場等	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
		工場(自動車修理工場を除く)	08340
		自動車修理工場	08350
		危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
		畜舎	08420
		堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
		自動車車庫	08490
		自転車駐車場	08500
		倉庫業を営む倉庫	08510
		倉庫業を営まない倉庫	08520
		卸売市場	08610
		火葬場又はと畜場、汚物処理上、ごみ焼却場その他の処理施設	08620

※上記表には、状況により適用が除外される用途も含まれている。

※上記表以外は、別表3の表中「③左記以外」の用途とする。

別記様式第 1 (エ)

(第一面)

軽微変更該当証明申請書

令和 年 月 日

株式会社 ぎふ建築住宅センター
代表取締役 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名
設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 11 条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第 3 条（同規則第 7 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明】

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書番号】 第 号
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】 令和 年 月 日
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意) 第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。ただし、直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明をセンターで実施している場合、変更に係る部分のみの提出とすることができます。

別記様式第2 (エ)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定による
軽微変更該当証明書

第 号
令和 年 月 日

建築主 様

株式会社 ぎふ建築住宅センター
代表取締役 印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条（同規則第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証明します。

記

1. 申請年月日 令和 年 月 日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

別記様式第3 (エ)

軽微な変更該当しない旨の通知書

第 号
令和 年 月 日

建築主 殿

株式会社 ぎふ建築住宅センター
代表取締役 印

別添の軽微変更該当証明申請書及び添付図書に記載の計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条（同規則第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当しないことを確認しましたので、通知します。

記

(理由)

別記様式第4 (エ)

軽微な変更該当することを決定することができない旨の通知書

第 号
令和 年 月 日

建築主 殿

株式会社 ぎふ建築住宅センター
代表取締役 印

下記による軽微変更該当証明申請書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条（同規則第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当するかどうかを決定することができないので、通知します。

記

1. 申請年月日 令和 年 月 日付け 第 号
2. 建築場所

(理由)

(備考)